

3-2 景観形成基準の索引

(1) 景観形成基準の索引 (建築物)

項目	景観形成基準	重要な景観形成地域						ガイドライン解説ページ						
		① 市全域	② 新町橋通り周辺		③ 眉山山麓周辺		④ 徳島城跡周辺		⑤ ひょうたん島沿岸周辺		⑥ 新町川沿岸周辺			
			寺社建築	一般建築	(1)*1	(2)*2	(1)*3		(2)*4					
建築物	配置	1 まち並みの連続性やゆとりのある沿道空間の確保に配慮する。	●										P9	
		2 街角広場、囲い込み広場、壁面後退等により、ゆとりのある景観に配慮する。	●			●								
		3 街角広場、囲い込み広場、通り抜け通路、壁面後退等によりゆとりのある景観に配慮する。										●		
		4 周囲の建物と壁面線が揃うよう配慮する。			●									
		5 敷地境界線または塀等に近接して建物を建てないよう配慮する。			●									
	高さ・規模	6 駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	P9	
		7 周囲寺社景観との調和を保ち、低層に抑えるよう配慮する。ただし、伝統的塔状建物等で、周辺寺社景観に配慮した場合はこの限りではない。			●									P10
	意匠・形態	8 対岸等からの眉山への眺望を著しく妨げない高さ・規模とする。										●		P11
		9 周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。	●	●			●	●	●	●	●	●		P11
		10 道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。	●				●							P11
		11 道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮し、著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。				●								P11
		12 道路等公共空間や水辺空間からの正面性や開放感、または周りから見たときの景観に配慮する。		●						●		●		P12
		13 屋根、外壁、ファサード(街路に面した壁面)等はデザイン的な工夫により魅力的なまち並みの形成に努める。		●										P12
		14 隣り合う建築物と壁面線、階層、スカイラインを整える等、一体感のあるまち並みの形成に努める。		●										P12
		15 商業施設等の1階はショーウィンド等の演出やオープンスペースを設けるなど、楽しい雰囲気づくりに努める。		●										P12
		16 屋根は勾配屋根とし、和瓦・銅板葺きとするように努め、伝統的様式とするよう配慮する。			●									P12
		17 道路等公共空間や徳島城跡(徳島中央公園)からの正面性に配慮し、歴史・文化的な景観としての演出に努める。					●							P11
	色彩	18 公共空間等からの正面性や開放感に配慮し、新町川の水辺空間としての演出に努める。									●		P13	
		19 塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。	●	●			●	●	●	●	●	●	P13	
		20 著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。	●							●	●	●	P13	
		21 著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。		●									P13	
		22 瓦の色はいぶし銀系、黒系または落ち着いた色調とする。			●								P12	
		23 壁の色は茶系、白系または落ち着いた色調とする。			●								P16	
		24 落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。				●	●						P13	
		25 周辺景観と調和した材料の使用に努める。	●	●			●	●	●	●	●	●		P16
	材料	26 自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。	●	●			●	●	●	●	●		P16	
		27 周辺寺社景観と調和した材料を使用するか、良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。				●							P16	
		28 壁は木材、しっくい壁等を使用するよう努める。			●								P16	
	建築設備	29 道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●		P17	
		30 屋上および壁面への設置はさける。			●								P17	
	屋外照明等	31 過度に明るい照明やライトアップは控え、周辺景観、道路等公共空間や水辺空間との調和に配慮する。		●									P17	
		32 建物付属の照明器具(壁面灯など)は、「代表的な「水辺景観」」に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。								●	●		P18	
	緑化	33 道路等公共空間に面する部分や敷地内の緑化に努める。	●		●								P18	
		34 道路等公共空間に面する部分、敷地内および屋外駐車場等のオープンスペースの緑化に努める。		●			●	●	●	●	●		P18	
		35 敷地内は緑化に努め、庭園整備や寺社建築として敷地内の演出に努める。			●								P18	

(2) 景観形成基準の索引 (工作物・開発行為)

項目	景観形成基準		重要な景観形成地域						ガイドライン解説ページ	
			① 市全域	② 新町橋通り周辺		④ 徳島城跡周辺		⑥ 新町川沿岸周辺		
				寺社建築	一般建築	(1)*1	(2)*2	(1)*3		(2)*4
工作物	配置高さ規模	1	主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。	●	●	●	●	●	●	P19
	意匠形態	2	著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。	●	●	●	●	●	●	
	色彩	3	著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。	●				●	●	
		4	著しく周辺景観や眉山への眺望景観と不調和となる色彩はさける。	●						
		5	落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。		●		●			
	材料	6	周辺景観と調和した材料の使用に努める。	●	●	●	●	●	●	
		7	良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。	●	●	●	●	●	●	
	屋外広告物等	8	主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。	●	●		●	●	●	
		9	必要最小限の設置数、表示面積とし、敷地内の建築物、工作物および周辺景観と著しく不調和となるものはさける。			●				
		10	ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	
		11	塔状の広告物は設置しない。		●		●			
		12	屋上広告物の設置はさける。			●	●			
		13	塔状の広告物の設置はさける。			●				
	屋外照明等	14	独立看板の設置はさける。			●	●			
		15	窓面を利用した広告物はさける。		●		●		●	
		16	屋外の照明器具（街灯、植栽灯等）、発光性の広告物（屋外広告物、ビル名、マーク、壁面広告、袖看板、窓面広告、立看板等）は、『代表的な「水辺景観」に示す「ひょうたん島光環境ガイドライン」のゾーン別光環境計画の方針を考慮したものとする。						●	●
	門・塀	17	屋根付きとするなどの寺社建築としての演出に努める。			●				
		18	瓦の色はいぶし銀系、黒系または落ち着いた色調とする。			●				
		19	石、木材等の自然素材を使用し、寺社建築としての演出に努める。			●				
		20	塀の壁はしっくい壁等を使用するよう努める。			●				
		21	塀の色は白系または落ち着いた色調とする。			●				
		22	塀の高さは1.6m前後とし、周囲の塀の高さと揃えるよう努める。			●				
		23	著しく周辺寺社景観と不調和となる意匠・形態はさける。				●			
	塀等	24	落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺寺社景観と不調和となる色彩はさける。				●			
		25	周辺寺社景観と調和した材料を使用するか、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易な材料の使用に努める。				●			
		26	著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる材料の使用や意匠・形態はさける。					●		
	アーケード	27	落ち着いた色彩を基調とし、著しく周辺景観や徳島城跡（徳島中央公園）と不調和となる色彩はさける。					●		
		28	仕上げのないコンクリートブロック等の塀の設置はさける。				●			
	開発行為	29	新設・改修する場合は、徳島の玄関口にふさわしいグレード、デザインを兼ね備えたものにする。		●					
土地の形状・法面・擁壁の外観		1	できる限り現況地形を生かすよう努める。	●	●	●	●	●	●	
		2	法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	
		3	周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。	●	●	●	●	●	●	
緑化	4	周辺景観と調和するよう緑化に努める。	●	●	●	●	●	●		